

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（通院に係る移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、事業場Cセンターにおける厨房の非加熱ラインにて、野菜、塩揉、乾物の戻しなどの下処理作業及び炊飯等の業務を行っていた。

請求人によれば、手指腕を使う作業が多く、約5kgから30kgもの重量物を扱っていたことにより、手指腕の関節症、手根管症候群を発症したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「左手根管症候群、右TFCC損傷、左母指CM関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由であると認め、これを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、時効により請求権が消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成28年労第217号事件。）。

他方、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「左手CM関節症」と診断され、同病院にて通院・入院加療を続けるとともに、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、F病院にて通院加療した。

今般、請求人は、E病院に受診した平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養補償給付（移送費）並びにF病院に受診した平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日の通院については時効により請求権が消滅しているとして、また、その他の請求については移送費の支給要件を満たしていないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を發出しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(2) そこで、本件について、通達に基づいて検討したが、決定書理由に説示のと

おり、請求人が居住するG村から通院が可能な本件傷病の診療に適すると考えられる労災指定医療機関が複数存在することが認められるところ、改めて、請求人から提出のあった上記資料を含む一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、E病院及びF病院が上記通達の定める要件を満たさないことは明らかである。

この点、請求人は、請求人の身体的な症状、通院における交通事情等を勘案すると、居住地に隣接する市町村内の医療機関は適切ではない旨主張するが、同主張は、上記判断を左右するものではない。

(3) また、本件請求期間のうち平成〇年〇月〇日の通院に係る療養補償給付たる療養の費用の請求権は、決定書理由に説示のとおり、時効によりこれを受ける権利は消滅しているものと判断する。

(4) なお、請求人は、監督署の担当者から説明がなく納得がいかない旨主張するが、本件請求に係る医療機関が上記通達に該当しないことは上記のとおりであるところ、同通達について説明がなかったことをもって、監督署長の処分の当否が左右されるものではない。したがって、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る療養補償給付（移送費）の請求については、平成〇年〇月〇日の移送費を受ける権利は時効により消滅したものであり、また、いずれの病院においても支給要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。